

令和7年5月29日

いなべ市議会議員 伊藤 智子 様

いなべ市議会議長 小川 幹則

いなべ市議会政治倫理規程第9条第1項に基づく措置について（通知）

1 措置の内容

①いなべ市議会政治倫理規程を遵守させるための文書警告

市民全体の代表者として、議員の職責と倫理的責任を深く自覚されるとともに、いなべ市議会政治倫理規程の趣旨を尊重し、厳格に遵守されるよう強く警告します。

②議会における役職の停止

2 措置を講じる理由

(1) 公金が伴う当該事業への対象議員の関与

ア 検討の出発点：市長との関係性を起点とした行動

本件事案については、対象議員が当該事業を何とか成功させたいという強い思いにより市長を訪れたことから始まり、結果的に市長は増額の補正予算を組むこととなった。

このことについて対象議員は、円安、燃料費高騰、物価高などの影響による渡航費の高騰について「市長に依頼したのではなく相談に行った」としたが、対象議員は、国際交流協会の事業成功を願うあまり、市長に直接働きかけるという行動をとった。

この行動は、日頃からの対象議員と市長の関係性が大きく影響しており、二代表制の下、緊張関係を保持するとしている当市議会が目指す姿に反し、議員としての自覚に欠けるものであった。

よって、この行為は、同規程第3条第1項第1号及び同条同項第2号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

イ 特定の団体の利益につなげる行為

対象議員は、本件事案に公金が伴うことを承知しながら、執行機関に対し、特定の団体（本件事案においては国際交流協会）の利益につなげる内容の相談を複数回にわたり行った。

公金による支援を受けながら公益的な活動に尽くされている市民活動団体のほとんどが、今般の物価高騰の影響を大きく受けながらも工夫しながら予算の範囲内で活動している。

よって、この行為は、執行機関に予算を要求すれば特定の団体に予算が配分されるとの認識から行動しており、同規程第3条第1項第2号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

ウ 予算の仕組みと議決責任に対する認識の甘さ

議員としては、本来、予算の範囲内での健全な執行を促す立場にあるが、対象議員は理由の如何に関わらず、拙速に増額を図る方向に動いた。この行為は予算の仕組みと議決責任に対する理解が不十分であることを示している。

よって、同規程第3条第1項第1号及び同条同項第2号に抵触するものと審査会から報告を受けました。

(2) 市民の代表者としての品位と名誉を損なうような行為

ア 議案に賛成したことによる責任回避の姿勢

令和6年第3回いなべ市議会定例会及び同年第4回定例会に提案された当該事業の増額補正予算に対象議員は賛成したが、議会は賛成少数で否決に至った。

対象議員は、予算案に賛成したという立場から、否決された責任を他の反対した多数の議員に転嫁すると受け止められる発言が見受けられた。

この姿勢は、議会全体の意思決定に対する当事者意識を欠いており、市民から議会への不信感を助長する一因ともなりかねない行為である。

よって、同規程第3条第1項第1号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

イ 議員（公職者）としての自覚の欠如

国際交流協会の理事でもあり、個人でもあり、議員の立場でもある中で動いたと主張しているが、社会的には常に「市議会議員」として見られる立場である。本人の意図の如何に関わらず、第三者からの受け止められ方を十分に考慮すべきであった。

よって、対象議員の行動及び発言は、同規程第3条第1項第1号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。

ウ 不確実な情報の提供による混乱の助長

議員として必要な基礎的知識（議決責任、予算制度など、議会の議決が予算執行の要件であること）に関する理解不足から、国際交流協会側に期待及び誤解を与えるような説明を行い、結果として関係者間に混乱を招き、市民に実害を与えた。（会長に借入金、事業の中止・縮小）

よって、この行為は同規程第3条第1項第1号に抵触するものであると審査会から報告を受けました。